

周易正義訓讀 — 頤卦・大過卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰周易正義の訓読訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
 - ◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）
 - ◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）
 - ◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53卷特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した経・伝・注（王弼注〔一〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。



震下 頤、貞吉。觀頤、自求口實。

「疏」正義曰、「頤、貞吉」者、於頤養之世、養此貞正、則得吉也。「觀頤」者、頤養也、觀此聖人所養物也。「自求口實」者、觀其自養、求其口中之實也。

頤は、貞しければ吉なり。頤を觀るは、自ら口實を求む。

「疏」正義に曰はく、「頤は、貞しければ吉」とは、頤養（やしなう）の世に於いて、此の貞正を養へば、則ち「吉」を得るなり。「頤を觀る」とは、「頤」は養なり。此の聖人の物を養ふ所を觀るなり。「自ら口實を求む」とは、其の自ら養ふを觀、其の口中の實を求むるなり。

象曰、「頤、貞吉」、養正則吉也。「觀頤」、觀其所養也。「自求口實」、觀其自養也。天地養萬物、聖人養賢以及萬民。頤之時大矣哉。

「疏」「象曰」至「大矣哉」。

○正義曰、「頤、貞吉。養正則吉」者、釋「頤、貞吉」之義。頤養也。貞正也。所養得正、則有吉也。其「養正」之言、乃兼二義。一者養此賢人、是其「養正」、故下云「聖人養賢以及萬民」。二者謂養身得正。故象云「慎言語、節飲食」。以此言之、則「養正」之文、兼養賢及自養之義也。「觀頤、觀其所養也」者、釋「觀頤」之義也。言在下觀視在上頤養、所養何人、故云「觀頤、觀其所養也」。「自求口實、觀其自養」者、釋「自求口實」之義也。謂在下之人、觀此在上自求口中之實。是觀其自養、則是在下觀上、乃有二義。若所養是賢、及自養有節、則是其德盛也。若所養非賢、及自養乖度、則其德惡也。此卦之意、欲使所養得也、不欲所養失也。「天地養萬物」者、自此已下、廣言頤卦所養事大、故云「天地養萬物」也。「聖人養賢以及萬民」者、先須養賢、乃得養民、故云「養賢以及萬民」也。聖人但養賢人使治衆、衆皆獲安。有如虞舜^{*}六人、周武十人、漢帝張良、齊君管仲、此皆養得賢人以爲輔佐、政治世康、兆庶咸說。此則「聖人養賢以及萬民」之義也。「頤之時大矣哉」者、以彖釋「頤」義於理既盡、更無餘意、故不云義、所以直言「頤之時大矣哉」。以所養得廣、故云「大矣哉」。

「有如虞舜五人」 ◎阮刻本は「六」字を「五」字に誤刻する。

「聖人養賢以及萬民之養也」 ◎阮刻本は「義」字を「養」字に誤刻する。

象に曰はく、「頤は、貞しければ吉」とは、正を養へば則ち吉なり。「頤を觀る」は、其の養ふ所を觀るなり。「自ら口實を求む」るは、其の自ら養ふを觀るなり。天地は萬物を養ひ、聖人は賢を養ひて以

て萬民に及ぼす。頤の時は大なるかな。

「疏」「象曰」より「大矣哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「頤は、貞しければ吉なり。正を養へば則ち吉」とは、「頤は、貞しければ吉」の義を釋す。「頤」は養なり。「貞」は正なり。養ふ所正を得れば、則ち「吉」有るなり。其の「養正」の言は、乃ち二義を兼ね。一は此の賢人を養ふは、是れ其の「養正」、故に下に「聖人は賢を養ひて以て萬民に及ぼす」と云ふ。二は身を養ふこと正しきを得るを謂ふ。故に「象」に「言語を慎み、飲食を節す」と云ふ。此を以て之れを言へば、則ち「養正」の文は、賢を養ふ及び自ら養ふの義を兼ねるなり。

「頤を觀るは、其の養ふ所を觀るなり」とは、「觀頤」の義を釋するなり。在下 在上の頤養する、養ふ所何人なるかを觀視するを言ふ、故に「頤を觀るは、其の養ふ所を觀るなり」と云ふ。

「自ら口實を求むるは、其の自ら養ふを觀る」とは、「自ら口實を求むる」の義を釋するなり。在下の人、此の在上の自ら口中の實を求むるを觀るを謂ふ。是れ其の自ら養ふを觀れば、則ち是れ在下を觀るに、乃ち二義有り。若し養ふ所是れ賢、及び自ら養ふことに節有れば、則ち是れ其の徳は盛んなり。若し養ふ所賢に非ず、及び自ら養ふこと度に乖^{そむ}ければ、則ち其の徳は惡しきなり。

此の卦の意は、養ふ所をして得しめんと欲するにて、養ふ所をば失ふを欲せざるなり。「天地は萬物を養ふ」とは、此より已下、廣く「頤」卦の養ふ所の事の大なるを言ふ、故に「天地は萬物を養ふ」と云ふなり。

「聖人は賢を養ひて以て萬民に及ぼす」とは、先づ賢を養ふを須^すち

て、乃^{はじめ}て民を養ふを得、故に「賢を養ひて以て萬民に及ぼす」と云ふなり。聖人は但だ賢人を養ひて衆を治めしめ、衆をして皆な安きを獲しむ。虞舜の六人、周武の十人、漢帝の張良、齊君の管仲の如き有るは、此れ皆な賢人を養ひ得て以て輔佐と爲し、政は治まり世は康らかに、兆庶咸な説ぶ。此れ則ち「聖人賢を養ひて以て萬民に及ぼす」の義なり。

「頤の時は大なるかな」とは、（象）の「頤」義を釋すること理に於いて既に盡き、更に餘意无きを以て、故に「義」を云はず、直だ「頤の時は大なるかな」と言ふ所以なり。養ふ所廣きを得るを以て、故に「大なるかな」と云ふ。

象曰、山下有雷、頤。君子以慎言語、節飲食。

*「言語飲食猶慎而節之、而況其餘乎。」

「疏」正義曰、山止於上、雷動於下。頤之爲用、下動上止、故曰「山下有雷、頤」。人之開發言語、咀嚼、飲食、皆動頤之事。故君子觀此頤象、以謹慎言語、裁節飲食。先儒云、「禍從口出、患從口入」。故於頤養而慎節也。

「言語飲食猶慎而節之」

〔阮校〕「補」案「言」下當有「語」字。◎足利八行

本には「語」字が有る。これが正しい。

象に曰はく、山下に雷有るは、頤なり。君子以て言語を慎み、飲食を節す。

〔言語・飲食すら猶ほ慎みて之れを節す、而るを況んや其の餘を

や。〕

「疏」正義に曰はく、山は上に止まり、雷は下に動く。頤の用爲る、下は動きて上は止まる、故に「山下に雷有るは、頤」と曰ふ。人の言語を開發する、咀嚼する、飲食するは、皆な頤（下あご）を動かすの事なり。故に君子は此の頤の象を觀て、以て言語を謹慎し、飲食を裁節す。先儒云ふ、「禍は口より出で、患は口より入る」と。故に頤養に於いては而ち節を慎むなり。

初九、舍爾靈龜、觀我朵頤。凶。

「朵頤」者嚼也。以陽處下而爲動始、不能令物由己養、動而求養者也。夫安身莫若不競、修己莫若自保。守道則福至、求祿則辱來。居養賢之世、不能貞其所履以全其德、而舍其靈龜之明兆、羨我朵頤而躁求、離其致養之至道、闕我寵祿而競進、凶莫甚焉。」

「疏」初九「至」觀我朵頤凶。

○正義曰、「靈龜」謂神靈明鑒之龜。「兆」以喻己之明德也。「朵頤」謂朵動之頤以嚼物、喻貪婪以求食也。初九以陽處下而爲動始、不能使物賴己而養。而更自動求養、是舍其靈龜之明兆。觀我朵頤而躁求、是損己廉靜之德、行其貪竊之情、所以「凶」也。不足可貴、故象云「亦不足貴也」。

○注「朵頤者嚼也」至「凶莫甚焉」。

○正義曰、「朵頤者嚼也」者、朵是動義、如手之捉物謂之朵也。今動其頤、故知嚼也。「不能令物由己養」者、若道德弘大、則己能養物、是物由己養。今身處无位之地、又居震動之始、是動而自求養也。「離

其致養之至道、闕我寵祿而競進」者、若能自守廉靜、保其明德、則能致君上所養。今不能守廉靜、是「離其致養之至道」、反以求其寵祿而競進也。

「不能令物猶己養者」 ◎阮刻本是「由」字を「猶」字に誤刻する。

初九は、爾の靈龜を捨て、我れの頤を朶かすを觀る。凶。

「頤を朶かす」とは嚼なり。陽を以て下に處りて動の始と爲るも、物をして己れに由りて養はしむる能はず、動きて養ふを求むる者なり。夫れ身を安んずるは競はざるに若くは莫く、己れを修むるは自ら保つに若くは莫し。道を守れば則ち福至り、祿を求むれば則ち辱來たる。養賢の世に居り、其の履む所を貞しくして以て其の徳を全くする能はず、而して其の靈龜の明兆を捨て、我れの頤を朶かして躁求するを羨み、其の致養の至道を離れ、我が寵祿を闕ひて競ひ進むは、凶なること焉より甚しきは莫し。」

「疏」「初九」より「觀我朶頤凶」に至るまで。

○正義に曰はく、「靈龜」は神明鑒の龜を謂ふ。「兆」は以て己れの明德に喩ふるなり。「朶頤」とは朶動の頤の以て物を嚼むを謂ひ、貪婪「むさぼる」して以て食を求むるに喩ふるなり。

初九は陽を以て下に處りて動の始と爲るも、物をして己れに頼りて養はしむる能はず。而るに更に自ら動きて養を求むるは、是れ其の靈龜の明兆を捨つるなり。我れの頤を朶かすを觀て躁求するは、是れ己れの廉靜の徳を損て、其の貪竊の情を行ふにて、「凶」なる所以なり。貴ぶべきに足らず、故に「象」に「亦た貴ぶに足らざるな

り」と云ふ。

○注の「朶頤者嚼也」より「凶莫甚焉」に至るまで。

○正義に曰はく、「頤を朶かすとは嚼なり」とは、「朶」は是れ動の義、手の物を捉ふる之れを「朶」と謂ふが如きなり。今其の頤を朶かす、故に「嚼」なるを知るなり。

「物をして己れに由りて養はしむる能はず」とは、若し道徳弘大なれば、則ち己れ能く物を養ふは、是れ物己れの養ふに由るなり。今身は無位の地に處り、又た震動の始に居るは、是れ動きて自ら養ふを求むるなり。

「其の致養の至道を離れ、我が寵祿を闕ひて競ひ進む」とは、若し能く自ら廉靜を守り、其の明德を保てば、則ち能く君上の養ふ所を致す。今廉靜を守る能はざるは、是れ「其の致養の至道を離れ」、反りて以て其の寵祿を求めて競ひ進むなり。

象曰、「觀我朶頤」、亦不足貴也。

象に曰はく、「我が朶頤を觀る」は、亦た貴ぶに足らざるなり。

六二、顛頤。拂經於丘。頤、征凶。

〔養下曰顛。拂達也。經猶義也。丘所履之常也。處下體之中、无應於上、反而養初居下、不奉上而反養下、故曰「顛頤。拂經於丘」也。以此而養、未見其福也。以此而行、未見有與、故曰「頤征

凶。」

「疏」正義曰、顛倒也。拂違也。經義也。丘所履之常處也。六二處下體之中、无應於上、反倒下養初、故曰「顛頤」。下當奉上、是義之常處也。今不奉於上、而反養於下、是違此經義於常之處、故云「拂經於丘」也。「頤、征凶」者、征行也。若以此而養、所行皆凶、故曰「頤、征凶」也。

「故曰頤征凶」 ◎足利八行本に從い「征」字に改める。

六二は、顛に頤ふ。經に丘に拂ふ。頤は、征けば凶なり。

「下を養ふを「顛」と曰ふ。「拂」は違なり。「經」は猶ほ義のごときなり。「丘」は履む所の常なり。下體の中に處り、上に應ずる無く、反りて初を養ひて下に居り、上を奉ぜずして反りて下を養ふ、故に「顛に頤ふ。經に丘に拂ふ」と曰ふなり。此を以てして養へば、未だ其の福を見ざるなり。此を以てして行へば、未だ與する有るを見ず、故に「頤は、征けば凶」と曰ふ。」

「疏」正義に曰はく、「顛」は倒なり。「拂」は違なり。「經」は義なり。「丘」は履む所の常處なり。六二は下體の中に處り、上に應ずる無く、反倒して下初を養ふ、故に「顛に頤ふ」と曰ふ。下の當に上を奉ずべきは、是れ義の常の處なり。今上を奉ぜずして、反りて下を養ふは、是れ此の經義に常の處に違ふ、故に「經に丘に拂ふ」と云ふなり。

「頤は、征けば凶」とは、「征」は行なり。若し此を以てして養へば、行く所は皆な凶、故に「頤は、征けば凶」と曰ふなり。

象曰、六二「征凶」、行失類也。

「類皆上養、而二處下養初。」

「疏」正義曰、頤養之體、類皆養上也。今此獨養下、是所行失類也。

象に曰はく、六二の「征けば凶」とは、行きて類を失ふなり。

「類は皆な上を養ふも、而も二は下に處りて初を養ふ。」

「疏」正義に曰はく、頤養の體、類は皆な上を養ふなり。今此れ獨り下を養ふは、是れ行く所類を失ふなり。

六三、拂頤。貞凶。十年勿用。无攸利。

「履夫不正、以養於上、納上以諂者也。拂養正之義、故曰「拂頤。」

貞凶」也。處頤而爲此行、十年見棄者也。立行於斯、无施而利。」
「疏」正義曰、「拂頤。貞凶」者、拂違也。履夫不正、以養上九、是自納於上以諂媚者也。違養正之義、故曰「拂頤。貞而有凶」也。爲行如此、雖至十年、猶勿用而見棄也、故曰「十年勿用」。立行於此、故无所利也。

六三、頤ふに拂ふ。貞なれども凶。十年用ひらるる勿し。利する者无し。

「夫の不正を履みて、以て上を養ひ、上に納るるに諂を以てする者なり。養正の義に拂ふ、故に「頤ふに拂ふ。貞なれども

凶」と曰ふなり。(頤)に處りて此の行を爲すは、十年棄てらるる者なり。行を斯に立つるは、施して利する無し。」

「疏」正義に曰はく、「頤ふに拂ふ。貞なれども凶」とは、「拂」は違「たがう」なり。夫の不正を履みて、以て上九を養ふは、是れ自ら上に納るるに諂媚を以てする者なり。養正の義に拂ふ、故に「頤ふに拂ふ。貞なれども凶有り」と曰ふなり。行を爲すこと此の如くんば、十年に至ると雖も、猶ほ用ひらるること勿くして棄てらるるなり、故に「十年用ふる勿し」と曰ふ。行を此に立つ、故に利する所无きなり。

象曰、「十年勿用」、道大悖也。

「疏」正義曰、釋「十年勿用」之義。以其養上以諂媚、則於正道大悖、解「十年勿用」、見棄也。

象に曰はく、「十年用ひらるる勿き」は、道大いに悖ればなり。

「疏」正義に曰はく、「十年用ひらるる勿き」の義を釋す。其の上を養ふに諂媚を以てすれば、則ち正道に於いて大いに悖亂するを以て、「十年用ひらるる勿く」、棄てらるるを解するなり。

六四、顛頤、吉。虎視眈眈、其欲逐逐。无咎。

〔體屬上體、居得其位、而應於初、以上養下、得頤之義、故曰「顛頤、吉」也。〕
下交不可以瀆、故「虎視眈眈」、威而不猛、不惡而

嚴。養德施賢、何可有利。故「其欲逐逐」、尚敦實也。修此二者、然後乃得全其吉而「无咎」。觀其自養則履正、察其所養則養陽、頤文之貴、斯爲盛矣。」

「疏」六四顛頤吉」至「无咎」。

○正義曰、「顛頤、吉」者、體屬上體、居得其位、而應於初、以上養下、得養之宜、所以吉也。「虎視眈眈」者、以上養下、不可褻瀆、恒如虎視眈眈然、威而不猛也。「其欲逐逐」者、既養於下、不可有求其情之所欲、逐逐然尚於敦實也。「无咎」者、若能「虎視眈眈、其欲逐逐」、雖復顛頤養下、則得吉而「无咎」也。

○注「體屬上體」至「斯爲盛矣」。

○正義曰、「觀其自養則履正」者、以陰處陰、四自處其身、是觀其自養、則能履正道也。「察其所養則養陽」者、六四下養於初、是觀其所養。初是陽文、則能養陽也。

〔觀其自養則履正察其所養則養陽〕
〔阮校〕岳本・閩・監・毛本同。集解「履」

作「養」、作「陽」作「賢」。案疏云「初是陽文則能養陽也」、是正義自作「陽」。

六四、顛に頤ふも、吉なり。虎視 眈眈たり、其の欲 逐逐たり。咎無し。

〔體は上體に屬し、居ること其の位を得、而して初に應じ、上を以て下を養ひ、(頤)の義を得たり、故に「顛に頤ふも、吉」と曰ふなり。下交は以て瀆すべからず、故に「虎視 眈眈」、威ありて猛からず、惡まずして嚴あり。徳を養ひ賢に施すに、何ぞ利する有るべけんや。故に「其の欲 逐逐」たりて、敦實を尚

ぶなり。此の二者を修め、然る後に乃て其の吉を全うして「咎无き」を得るなり。其の自ら養ふを觀れば則ち正を履み、其の養ふ所を察すれば則ち陽を養ひ、(頤)の爻の貴きこと、斯れ盛んなりと爲す。

「疏」「六四頤頤吉」より「无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、「頤に頤ふも、吉」とは、體は上體に屬し、居ること其の位を得、而して初に應じ、上を以て下を養ひ、養の宜を得るは、「吉」なる所以なり。

「虎視 眈眈たり」とは、上を以て下を養ひ、褻瀆すべからず、恒に虎視の眈眈たるが如く然り、威ありて猛からざるなり。

「其の欲 逐逐たり」とは、既に下を養ひたれば、其の情の欲する所を求むる有るべからず、逐逐然として敦實を尚ぶなり。

「咎无し」とは、若し能く虎視 眈眈、其の欲 逐逐たれば、頤さかしまに下を頤養すと雖復も、則ち「吉」を得て「咎无き」なり。

○注の「體屬上體」より「斯爲盛矣」に至るまで。

○正義に曰はく、「其の自ら養ふを觀れば則ち正を履む」とは、陰を以て陰に處り、四 自ら其の身を處くは、是れ其の自ら養ふを觀れば、則ち能く正道を履むことなり。

「其の養ふ所を察すれば則ち陽を養ふ」とは、六四は下 初を養ふは、是れ其の養ふ所を觀ることなり。初は是れ陽爻なれば、則ち能く陽を養ふなり。

象曰、「頤頤」之吉、上施光也。

「疏」正義曰、釋「頤頤、吉」之義。「上」謂四也。下養於初、是上施也。能威而不猛、如虎視眈眈、又寡欲少求、其欲逐逐。能爲此二者、是上之所施有光明也。然六二「頤頤」則爲凶、六四「頤頤」得爲吉者、六二身處下體而又下養、所以凶也。六四身處上體、又應於初、陰而應陽、又能威嚴寡欲、所以吉也。

象に曰はく、「頤に頤ふ」の吉は、上の施おほ光いなければなり。

「疏」正義に曰はく、「頤に頤ふ、吉」の義を釋す。「上」は四を謂ふなり。下 初を養ふは、是れ上にして施すなり。能く威ありて猛からず、虎視の眈眈たるが如く、又た欲すること寡く求むること少く、其の欲は逐逐たり。能く此の二者を爲すは、是れ上の施す所 光明有ればなり。

然れども六二の「頤に頤ふ」は則ち凶と爲し、六四の「頤に頤ふ」の吉と爲すを得るは、六二は身 下體に處りて又た下に養ふは、凶なる所以なり。六四は身 上體に處り、又た初に應じ、陰にして陽に應じ、又た能く威嚴ありて欲寡きは、吉なる所以なり。

六五、拂經。居貞、吉。不可涉大川。

〔以陰居陽、「拂頤」之義也。行則失類、故宜「居貞」也。无應於下而比於上、故可守貞從上、得頤之吉。雖得居貞之吉、處頤違謙、難未可涉也。〕

「疏」正義曰、拂違也。經義也。以陰居陽、不有謙退、乖違於「頤養」之義、故言「拂經」也。「居貞吉」者、行則失類、「居貞吉」也。「不

可涉大川」者、處頤違謙、患難未解、故「不可涉大川」、故「居貞吉」也。

六五は、經に拂ふ。貞に居れば、吉なり。大川を渉るべからず。

〔陰を以て陽に居るは、「頤ふに拂ふ」の義なり。行けば則ち類を失ふ、故に宜しく「貞に居る」べきなり。下に應無くして上に比す、故に貞を守り上に従ひ、〈頤〉の吉を得べし。「貞に居る」の吉を得と雖も、〈頤〉に處ること謙に違へば、難ありて未だ渉るべからざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「拂」は違なり。「經」は義なり。陰を以て陽に居り、謙退すること有らず、「頤養」の義に乖違す、故に「經に拂ふ」と言ふなり。

「貞に居れば吉」とは、行けば則ち類を失ひ、「貞に居れば吉」なり。「大川を渉るべからず」とは、〈頤〉に處ること謙に違へば、患難未だ解けず、故に「大川を渉るべからず」、故に「貞に居れば吉」なり。

象曰、「居貞」之吉、順以從上也。

〔疏〕正義曰、釋「居貞」之義。以五近上九、以陰順陽、親從於上、故得「居貞吉」也。

象に曰はく、「貞に居る」の吉は、順にして以て上に從へばなり。〔疏〕正義に曰はく、「貞に居る」の義を釋す。五は上九に近く、陰を

以て陽に順ひ、親しく上に從ふを以て、故に「貞に居るの吉」を得るなり。

上九、由頤。厲吉。利涉大川。

〔以陽處上而履四陰、陰不能獨爲主、必宗於陽也。故莫不由之以得其養、故曰「由頤」。爲衆陰之主、不可瀆也、故厲乃吉。有似家人「悔厲」之義。貴而无位、是以厲也。高而有民、是以吉也。爲養之主、物莫之違、故「利涉大川」也。〕

〔疏〕正義曰、「由頤」者、以陽處上而履四陰、陰不能獨爲其主、必宗事於陽也。衆陰莫不由之以得其養、故曰「由頤」也。「厲吉」者、爲衆陰之主、不可褻瀆、嚴厲乃吉、故曰「厲吉」也。「利涉大川」者、爲養之主、无所不爲、故「利涉大川」而有慶也。故象云「大有慶也」。

上九、由りて頤はる。厲くして吉なり。大川を渉るに利あり。

〔陽を以て上に處りて四陰を履み、陰は獨り主と爲る能はず、必ず陽を宗とするなり。故に之れに由りて以て其の養を得ざる莫し、故に「頤に由る」と曰ふ。衆陰の主と爲れば、瀆すべからず、故に厲くして乃て吉なり。〈家人〉の「悔厲」の義に似たるもの有るなり。貴くして位無く、是を以て厲きなり。高くして民有り、是を以て吉なり。養の主と爲り、物之れに違ふ莫し、故に「大川を渉るに利ある」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「由りて頤はる」とは、陽を以て上に處りて四陰を履み、陰は獨り其の主と爲る能はず、必ず陽に宗事するなり。衆

陰之れに由りて以て其の養を得ざる莫し、故に「由りて頤はる」と曰ふなり。

「厲あやふくして吉」とは、衆陰の主爲れば、褻瀆せつたつすべからず、嚴厲げんれい「きびしくはげしい」にして乃て吉はじめなり、故に「厲くして吉」と曰ふなり。

「大川を渉るに利あり」とは、養の主と爲り、爲さざる所無し、故に「大川を渉るに利あり」て慶あやむ有るなり。故に〈象〉に「大いに慶有るなり」と云ふ。

象曰、「由頤。厲吉」、大有慶也。

象に曰はく、「由りて頤はる。厲あやふくして吉なり」とは、大いに慶有るなり。

䷛ 巽下 兌上 大過、〔音相過之過。〕

〔疏〕「大過」。

○正義曰、「過」謂過越之「過」、非經過之「過」。此衰難之世、唯陽爻乃大、能過越常理以拯患難也。故曰「大過」。以人事言之、猶若聖人過越常理以拯患難也。

○注「音相過之過」。

○正義曰、「相過」者、謂相過越之甚也、非謂相過從之「過」、故象云「澤滅木」、是過越之甚也。四陽在中、二陰在外、以陽之過越之甚也。

大過は、「音は相過ぐるの「過」なり。」

〔疏〕「大過」。

○正義に曰はく、「過」は過越〔こえる〕の「過」を謂ひ、經過〔とおる〕の「過」に非ず。此の衰難の世は、唯だ陽爻のみ乃ち大にして、能く常理を過越して以て患難を拯すくふなり、故に「大いに過ぐ」と曰ふ。人事を以て之れを言へば、猶ほ聖人常理を過越して以て患難を拯すくふが若ごときなり。

○注の「音相過之過」。

○正義に曰はく、「相過ぐ」とは、相過越することの甚しきを謂ひ、相過從〔訪問〕するの「過」を謂ふに非ざるなり、故に〈象〉に「澤木を滅す」と云ふは、是れ過越することの甚しきなり。四陽中に在り、二陰外に在るは、陽の過越の甚しきを以てなり。

棟橈たか。利有攸往。亨。

〔疏〕正義曰、「棟橈」者、謂屋棟也。本之與末俱橈弱、以言衰亂之世、始終皆弱也。「利有攸往。亨」者、既遭衰難、聖人「利有攸往」、以拯患難、乃得亨通、故云「利有攸往。亨」也。

「棟橈利有攸往」**阮校**「補」各本皆作「橈」、是「橈」字誤也。

正義同。○案九三爻辭以下經文正義亦並作「橈」、則此特寫者誤耳。

◎今「橈」字に改める。

棟 橈む。往く攸有るに利あり。亨る。

「疏」正義に曰はく、「棟 橈む」とは、屋棟を謂ふなり。本と末と俱に橈みて弱きは、以て衰亂の世、始終皆な弱きを言ふなり。「往く攸有るに利あり。亨る」とは、既に衰難に遭ふも、聖人「往く攸有るに利ある」は、患難を拯ひて、乃て亨通するを得るを以て、故に「往く攸有るに利あり。亨る」と云ふなり。

彖曰、大過、大者過也。

〔大者乃能過也。〕

「疏」正義曰、釋大過之義也。「大者過」、謂盛大者乃能過其分理以拯難也。故於二爻陽處陰位、乃能拯難也、亦是過甚之義。

彖に曰はく、大過は、大なる者の過ぐるなり。

〔大なる者にして乃て能く過ぐるなり。〕

「疏」正義に曰はく、「大過」の義を釋するなり。「大なる者の過ぐ」とは、盛大なる者にして乃て能く其の分理を過ぎて以て難を拯ふを謂ふなり。故に二爻に於いて陽 陰位に處りて、乃て能く難を拯ふも、亦た是れ過ぐることに甚しきの義なり。

「棟 橈」、本末弱也。

〔初爲本、而上爲末也。〕

「疏」正義曰、釋「棟 橈」義。以大過本末俱弱、故屋棟橈弱也、似若衰難之時始終弱。

「棟 橈む」は、本末 弱きなり。

〔初を本と爲して、上を末と爲すなり。〕

「疏」正義に曰はく、「棟 橈む」の義を釋す。「大過」の本末俱に弱きを以て、故に屋棟 橈みて弱きこと、衰難の時に始終の弱きが若きに似たり。

剛過而中。

〔謂二也。居陰、「過」也。處二、「中」也。拯弱興衰、不失其中也。〕

「疏」正義曰、「剛過而中。異而說行。利有攸往、乃亨」者、此釋「利有攸往。乃亨」義。「剛過而中」謂二也。以陽處陰、是剛之過極之甚、則陽來拯此陰難、是過極之甚也。「異而說行」者、既以異順和說而行、難乃得濟、故利有攸往、得亨也。故云「乃亨」。

剛過ぎて中なり。

〔二を謂ふなり。陰に居るは、「過ぐ」るなり。二に處るは、「中」なり。弱きを拯ひ衰ふるを興し、其の中を失はざるなり。〕

「疏」正義に曰はく、「剛過ぎて中なり。異にして說びて行く。往く攸有るに利ありて、乃ち亨る」とは、此れ「往く攸有るに利あり。乃ち亨る」の義を釋す。

「剛過ぎて中なり」とは二を謂ふなり。陽を以て陰に處るは、是れ剛の過ぎ極まることの甚しきものなれば、則ち陽來たりて此の陰難を拯ふは、是れ過ぎ極まることの甚しきなり。

「異にして説びて行く」とは、既に異順和説を以てして行けば、難は乃ち濟ることを得、故に往く攸有るに利ありて、亨るを得るなり。故に「乃ち亨る」と云ふ。

異而説行。

「異而説行」、以此救難、難乃濟也。」

異にして説びて行く。

「異にして説びて行く」は、此を以て難を救へば、難は乃ち濟はるるなり。」

利有攸往、乃亨。

「危而弗持、則將安用。故往乃亨。」

往く攸有るに利ありて、乃ち亨る。

「危くして持たざれば、則ち將た安くにか用ひん。故に往きて乃ち亨るなり。」

大過之時大矣哉。

「是君子有爲之時也。」

「疏」正義曰、此廣説大過之美。言當此大過之時、唯君子有爲拯難、其功甚大、故曰「大矣哉」也。

大過の時は大なるかな。

「是れ君子爲す有らんとするの時なり。」

「疏」正義に曰はく、此れ廣く「大過」の美を説く。言ふところは此の「大過」の時に當たり、唯だ君子のみ爲す有りて難を拯ひ、其の功は甚大なり、故に「大なるかな」と曰ふなり。

象曰、澤滅木、大過。君子以獨立不懼、遁世无悶。

「此所以爲「大過」、非凡所及也。」

「疏」正義曰、「澤滅木」者、澤體處下、木體處上、澤无滅木之理、今云「澤滅木」者、乃是澤之甚極而至滅木、是極大過越之義。其大過之卦有二義也。一者、物之自然大相過越常分、即此「澤滅木」是也。二者、大人大過越常分以拯患難、則九二「枯楊生稊、老夫得其女妻」

是也。「君子以獨立不懼、遁世无悶」者、明君子於衰難之時、卓爾獨立、不有畏懼、隱遁於世而无憂悶、欲有遁難之心、其操不改。凡人遇此則不能然。唯君子獨能如此、是其過越之義。

象に曰はく、澤木を滅ぼすは、大過なり。君子以て獨立して懼れず、世を遁れて悶ふる無し。

「此れ「大過」爲る所以にして、凡の及ぶ所に非ざるなり。」

「疏」正義に曰はく、「澤木を滅ぼす」とは、「澤」の體は下に處り、

「木」の體は上に處り、澤に滅木の理无きも、今「澤木を滅ぼす」と云ふは、乃ち是れ澤の甚だ極まりて滅木に至るにて、是れ極めて大いに過越するの義なり。

其の〈大過〉の卦に二義有るなり。一は、物の自然に大いに相過ぎて常分を越ゆ、即ち此の「澤木を滅す」るは是れなり。二は、大人大いに常分を過越して以て患難を拯ふ、則ち九二の「枯楊ひこばえ稊稊を生じ、老夫 其の女妻を得る」は是れなり。

「君子 以て獨立して懼れず、世を遁れて悶ふる無し」とは、君子は衰難の時に於いて、卓爾として獨立し、畏懼すること有らず、世を隱遁して憂悶すること無く、難を通るの心有らんと欲して、其の操をば改めざるを明らかにす。凡人 此に遇へば則ち然する能はず。唯だ君子のみ獨り能く此の如くするは、是れ其の過越の義なり。

初六、藉用白茅。无咎。

〔以柔處下、過而可以「无咎」、其唯慎乎。〕

〔疏〕正義曰、以柔處下、心能謹慎、薦藉於物、用潔白之茅。言以潔素之道奉事於上也。「无咎」者、既能謹慎如此、雖遇大過之難、而「无咎」也。以柔道在下、所以免害。故象云「柔在下也」。

初六は、藉しくに白茅はくぼうを用ふ。咎無し。

〔柔を以て下に處り、過ぎて以て「咎无かる」べきは、其れ唯だ慎しむのみか。〕

〔疏〕正義に曰はく、柔を以て下に處り、心能く謹慎し、物を薦すすめ藉し

くに、潔白ちがやの茅をを用ふ。潔素の道を以て上に奉事するを言ふなり。「咎無し」とは、既に能く謹慎すること此の如くんば、〈大過〉の難に遇ふと雖も、而も「咎无き」なり。柔の道 下に在るを以て、害を免るる所以なり。故に〈象〉に「柔 下に在ればなり」と云ふ。

象曰、「藉用白茅」、柔在下也。

象に曰はく、「藉くに白茅を用ふ」るは、柔 下に在ればなり。

九二、枯楊生稊、老夫得其女妻。无不利。

〔「稊」者楊之秀也。以陽處陰、能過其本而救其弱者也。上无其應、心无特吝、處過以此、无衰不濟也。故能令枯楊更生稊、老夫更得少妻、拯弱興衰、莫盛斯交、故「无不利」也。老過則枯、少過則稚。以老分少、則稚者長。以稚分老、則枯者榮。過以相與之謂也。大過至衰、而已至壯、以至壯輔至衰、應斯義也。〕

〔疏〕「象曰藉用白茅」至「无不利」。

○正義曰、「枯楊生稊」者、「枯」謂枯稿、「稊」謂「楊之秀」者。九二以陽處陰、能過其本分、而救其衰弱。上无其應、心无特吝、處大過之時、能行此道、无有衰者不被拯濟。故衰者更盛、猶若枯槁之楊、更生少壯之稊、*朽老之夫、得其少女爲妻也。「无不利」者、謂拯弱興衰、莫盛於此、以斯而行、无有不利也。

○注「稊者楊之秀也」至「應斯義也」。

○正義曰、「稊」者楊柳之穗、故云「楊之秀也」。「以陽處陰、能過其本而救其弱」者、若以陽處陽、是依其本分。今以陽處陰、是過越本分、拯救弱陰也。「老過則枯、少過則稚」者、老之太過則枯槁、少之太過則幼稚也。「以老分少、則稚者長也」、謂老夫減老而與女妻、女妻得之而更益長、故云「以老分少、則稚者長」也。「以稚分老、則枯者榮」者、謂女妻減少而與老夫、老夫得之、似若槁者而更得生稊、故云「則枯者榮」也。云「大過至衰、而已至壯、以至壯輔至衰、應斯義」者、此大過之卦、本明至壯輔至衰、不論至衰減至壯。故輔嗣此注特云「以至壯輔至衰」也。「象曰過以相與」者、因至壯而輔至衰、似女妻而助老夫、遂因云老夫減老而與少。猶若至衰減衰而與壯也。其實不然也。

「心无持吝」 阮校 岳本・閩・監・毛本「持」作「特」。釋文「特」或作「持」。

○足利八行本は「特」字に作る。これに従う。

「朽老之夫」 〇單疏本・廣大本・足利八行本に従い、阮刻本の「枯」字を「朽」字に改める。

「拯救陰弱也」 阮校 閩・監・毛本同。錢本・宋本「陰弱」作「弱陰」。 〇單疏本・廣大本・足利八行本は「弱陰」に作る。これが正しい。

九二は、枯楊 稊を生じ、老夫其の女妻を得たり。利あらざる無し。
 「稊」は楊の秀〔華穗〕なり。陽を以て陰に處り、能く其の本を過ぎて其の弱き者を救ふなり。上に其の應無く、心に特吝無く、過に處るに此を以てし、衰へて濟はざること无きなり。故に能く枯楊をして更めて稊を生ぜしめ、老夫をして更めて少妻

を得しめ、弱きを拯ひ衰へたるを興すこと、斯の爻より盛んなるは莫し、故に「利あらざる无き」なり。老ゆること過ぐれば則ち枯れ、少きこと過ぐるは則ち稚なり。老を以て少に分かてば、則ち稚き者は長ず。稚を以て老に分かてば、則ち枯るる者榮ゆ。過ぎて以て相與ふるを之れ謂ふなり。(大過)は至衰、而るに己れは至壯、至壯を以て至衰を輔くるは、斯の義に應ずるなり。

「疏」象曰藉用白茅「より「无不利」に至るまで。

○正義に曰はく、「枯楊 稊を生ず」とは、「枯」は枯槁を謂ひ、「稊」は楊の秀づる者を謂ふ。九二は陽を以て陰に處り、能く其の本分を過ぎて、其の衰弱を救ふ。上に其の應無く、心に特吝無く、(大過)に處るの時、能く此の道を行ひ、衰ふる者として拯濟を被らざる有る無し。故に衰ふる者は更に盛んなること、猶ほ枯槁の楊、更に少壯の稊を生じ、朽老の夫、其の少女を得て妻と爲すが若きなり。

「利あらざる無し」とは、弱きを拯ひ衰へたるを興すこと、此より盛んなるは莫く、斯を以てして行へば、利せざること有る无きを謂ふなり。

○注の「稊者楊之秀也」より「應斯義也」に至るまで。

○正義に曰はく、「稊」は楊柳の穗なり、故に「楊の秀なり」と云ふ。「陽を以て陰に處り、能く其の本を過ぎて其の弱き者を救ふなり」とは、若し陽を以て陽に處れば、是れ其の本分に依る。今陽を以て陰に處るは、是れ本分を過越し、弱陰を拯救するなり。

「老ゆること過ぐれば則ち枯れ、少きこと過ぐるは則ち稚なり」とは、老ゆることの太だ過ぐれば則ち枯槁し、少きことの太だ過ぐれば

ば則ち幼稚なり。「老を以て少に分かてば、則ち稚き者は長ず」とは、老夫老を減じて女妻に與へ、女妻之れを得て更に益_{ます}長ずるを謂ふ、故に「老を以て少に分かてば、則ち稚き者は長ず」と云ふなり。

「稚を以て老に分かてば、則ち枯るる者榮ゆ」とは、女妻減少して老夫に與へ、老夫之れを得ること、槁れし者にして更に稊を生ずるを得るが若きに似たるを謂ふ、故に「則ち枯るる者榮ゆ」と云ふなり。

「(大過)は至衰、而るに己れは至壯、至壯を以て至衰を輔くるは、斯の義に應ず」と云ふは、此の(大過)の卦は、本と至壯の至衰を輔くるを明らかにするにて、至衰の至壯を減ずるを論ぜず。故に輔嗣の此の注は特に「至壯を以て至衰を輔く」と云ふなり。

「(象)に曰はく、過ぎて以て相與_とにす」とは、至壯に因りて至衰を輔くるにて、女妻にして老夫を助くるに似たれば、遂に因りて「老夫老を減じて少に與ふ」と云ふ。猶ほ至衰衰を減じて壯に與ふるが若きなり。其の實は然らざるなり。

象曰「老夫女妻」、過以相與也。

「疏」正義曰、釋「老夫女妻」之義。若老夫而有老妻、是依分相對。

今老夫而得女妻、是過分相與也。老夫得女妻、是女妻以少而與老夫。

老夫得少而更壯、是女妻過分而與夫也。女妻而得少夫、是依分相對。

今女妻得老夫、是老夫減老而與少。女妻既得其老則益長、是老夫過

分而與妻也、故云「過以相與」。象直云「老夫女妻」、不云「枯楊生

稊」者、「枯楊」則是老夫也、「生稊」則女妻也。其意相似、故象略

而不言。

象に曰はく「老夫女妻」、過ぎて以て相與_{あた}ふるなり。

「疏」正義に曰はく、「老夫女妻」の義を釋す。老夫にして老妻有るが若きは、是れ分に依りて相對す。今老夫にして女妻を得るは、是れ分を過ぎて相與ふるなり。老夫女妻を得るは、是れ女妻は少を以てして老夫に與ふ。老夫少を得て更に壯なるは、是れ女妻分を過ぎて夫に與ふるなり。女妻にして少夫を得るは、是れ分に依りて相對す。今女妻老夫を得るは、是れ老夫老を減じて少に與ふ。女妻既に其の老を得れば則ち益_{ます}長ず、是れ老夫分を過ぎて妻に與ふるなり、故に「過ぎて以て相與_{あた}ふ」と云ふ。

「(象)に直だ「老夫女妻」と云ひ、「枯楊 稊を生ず」を云はざるは、「枯楊」は則ち是れ老夫なり、「稊を生ず」は則ち女妻なり。其の意相似たり、故に(象)は略して言はず。

九三、棟撓、凶。

「居大過之時、處下體之極、不能救危拯弱、以隆其棟、而以陽處陽、自守所居、又應於上、繫心在一、宜其淹弱而凶衰也。」

「疏」正義曰、居大過之時、處下體之極、以陽居陽、不能救危拯弱、唯自守而已、獨應於上、繫心在一、所以「凶」也。心既褊狹、不可以輔救衰難。故象云「不可以有輔也」。

「宜其淹弱而凶衰也」阮校 閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「弱」作「溺」。釋文出「淹溺乃歷反」。◎足利八行本は「溺」字に作る。

九三、棟撓む、凶なり。

〔大過〕の時に居り、下體の極に處り、危を救ひ弱を拯ふこと能はず、以て其の棟を隆くし、而して陽を以て陽に處り、自ら居る所を守り、又た上に應じ、心を繋ぎて一に在るは、宜なり其の淹溺れて凶衰すること。〕

〔疏〕正義に曰はく、〔大過〕の時に居り、下體の極に處り、陽を以て陽に處り、危を救ひ弱を拯ふこと能はず、唯だ自ら守るのみにて、獨り上に應じ、心を繋ぎて一に在るは、〔凶〕なる所以なり。心既に褊狹なれば、以て衰難を輔救すべからず。故に〔象〕に「以て輔くること有るべからざるなり」と云ふ。

象曰、「棟撓」之凶、不可以有輔也。

象に曰はく、「棟撓む」の凶は、以て輔くること有るべからざるなり。

九四、棟隆、吉。有它吝。

〔體屬上體、以陽處陰、能拯其弱、不爲下所撓者也、故「棟隆、吉」也。而應在初、用心不弘、故「有它吝」也。〕

〔疏〕正義曰、「棟隆、吉」者、體居上體、以陽處陰、能拯救其弱、不爲下所撓、故得棟隆起而獲吉也。「有它吝」者、以有應在初、心不弘

闊、故「有它吝」也。

九四は、棟隆し、吉なり。它有れば吝。

〔體は上體に屬し、陽を以て陰に處り、能く其の弱きを拯ひ、下の撓む所と爲らざる者なり、故に「棟隆く、吉」なり。而して應は初に在りて、心を用ふること弘からず、故に「它有れば吝」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「棟隆し、吉」とは、體は上體に居り、陽を以て陰に處り、能く其の弱きを拯救し、下の撓む所と爲らず、故に棟の隆起して吉を獲るを得るなり。「它有れば吝」とは、應の初に在る有りて、心は弘闊ならざるを以て、故に「它有れば吝」なり。

象曰、「棟隆」之「吉」、不撓乎下也。

〔疏〕正義曰、釋「棟隆」之「吉」。以其能拯於難、不被撓乎在下、故得「棟隆吉」。九四應初、行又謙順、能拯於難、然唯只拯初。初謂下也。下得其拯、猶若所居屋棟隆起、下必不撓弱。何得云不被撓乎在下。但經文云「棟撓」、象釋「棟撓者、本末弱也」。以屋棟撓弱而偏、則屋下椳柱亦先弱。柱爲本、椳爲末、觀此象辭、是足見其義。故子產云「棟折椳崩。僑將壓焉」。以屋棟撓折、則椳柱亦同崩、此則義也。

〔若何得之不被撓乎在下〕
阮校 閩本「若」作「弱」。監・毛本「若何得之」作「弱何得云」。宋本作「之」。◎單疏本・足利八行本は「弱何得之不被撓乎在下」、廣大本・嘉業堂本・海保本は「弱何得云不被撓乎在

下」に作る。今は廣大本等に從う。

〔柱爲本〕 〔阮校〕 盧文弨云當作「棟爲本」。

〔棟爲末〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。錢本・宋本「棟」作「椽」。盧文弨云「椽」

是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「椽」字に作る。

象に曰はく、「棟隆し」の「吉」は、下に椽まざればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「棟隆し」の「吉」を釋す。其の能く難を拯ふを以て、在下に椽められず、故に「棟隆し」の「吉」を得。九四は初に應じ、行は又た謙順にして、能く難を拯ふ。然れども唯只初を拯ふのみ。初は下を謂ふなり。下其の拯ふを得ること、猶ほ居る所の屋棟の隆起するが若く、下は必ず椽弱せず。何ぞ在下に椽められずと云ふを得んや。但だ經文に「棟椽む」と云ひ、《象》に「棟椽むは、本末弱きなり」と釋す。屋棟の椽弱にして偏るを以てすれば、則ち屋下の椽柱も亦た先づ弱し。柱を本と爲し、椽を末と爲す。此の象辭を觀れば、是れ其の義を見るに足る。故に子産云ふ、「棟の折るれば椽は崩れん。僑將に壓せられんとす」と。屋棟の椽折するを以てすれば、則ち椽柱も亦た同じく崩るるは、此れ則ち義なり。

九五、枯楊生華。老婦得其士夫。无咎无譽。

〔處得尊位、而以陽處陽、未能拯危。處得尊位、亦未有椽、故能生華、不能生稊。能得夫、不能得妻。處「棟椽」之世、而爲「无

咎无譽」、何可長哉。故生華不可久、士夫誠可醜也。〕

〔疏〕「九五枯楊生華」至「无咎无譽」。

○正義曰、「枯楊生華」者、處得尊位、而以陽居陽、未能拯危、不如九二「枯楊生稊」。但以處在尊位、唯得「枯楊生華」而已。言其衰老、雖被拯救、其益少也。又似年老之婦、得其彊壯士夫。婦已衰老、夫又彊大、亦是其益少也。所拯難處少、纔得无咎而已、何有聲譽之美。故「无咎无譽」也。

○注「處得尊位」至「誠可醜也」。

○正義曰、「處得尊位、亦未有椽」者、以九三不得尊位、故有棟椽。今九五雖與九三同以陽居陽、但九五處得尊位、功雖未廣、亦未有椽弱。若其椽弱、不能拯難、不能使「枯楊生華」也。以在尊位、微有拯難、但其功狹少、但使「枯楊生華」而已、不能使之生稊也。「能得夫、不能得妻」者、若拯難功闊、則「老夫得其女妻」、是得少之甚也。今既拯難功狹、但能使老婦得士夫而已、不能得女妻。言老婦所得利益薄少、皆爲拯難功薄、故所益少也。

〔不能生稊也〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。宋本「能」下有「使之」二字。◎

單疏本・廣大本・足利八行本には「使之」二字が有る。これを補う。

〔不能使女妻〕 〔阮校〕 閩本同。宋本「使」作「得」。監・毛本「使」下有

「老夫得」三字。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「不能得女妻得」に作る。これに從う。

九五は、枯楊華を生ず。老婦 其の士夫を得たり。咎も無く譽も無し。

〔處ること尊位を得て、陽を以て陽に處り、未だ危を拯ふ能はず。處ること尊位を得るも、亦た未だ椽むこと有らず、故に能く華を生ずるも、稊を生ずる能はず。能く夫を得るも、妻を得る能

はず。「棟橈」の世に處りて、而も「无咎无譽」を爲すは、何ぞ長ずべけんや。故に華を生ずるも久しくすべからず、士夫は誠に醜づべきなり。」

「疏」「九五枯楊生華」より「无咎无譽」に至るまで。

○正義に曰はく、「枯楊 華を生ず」とは、處ること尊位を得て、陽を以て陽に處り、未だ危を拯ふ能はず、九二の「枯楊 稊を生ず」に如かず。但だ處ること尊位に在るを以て、唯だ「枯楊 華を生ずる」を得るのみ。言ふところは其の衰老、拯救を被ると雖も、其の益すこと少きなり。又た年老の婦、其の彊壯の士夫を得るに似たり。婦は已に衰老し、夫は又た彊大なるも、亦た是れ其の益すこと少きなり。難を拯ふ所の處は少く、纒わづかに咎无きを得るのみ、何ぞ聲譽の美有らんや。故に「咎も無く譽も无き」なり。

○注の「處得尊位」より「誠可醜也」に至るまで。

○正義に曰はく、「處ること尊位を得るも、亦た未だ橈むこと有らず」とは、九三 尊位を得ざるを以て、故に「棟橈」有り。今 九五は九三と同じく陽を以て陽に居ると雖も、但だ九五は處ること尊位を得て、功は未だ廣からずと雖も、亦た未だ橈弱有らず。若し其れ橈弱ならば、難を拯ふ能はず、「枯楊をして華を生ぜ」しむる能はざるなり。尊位に在るを以て、微わづかに難を拯ふこと有るも、但だ其の功は狭少、但だ「枯楊をして華を生ぜ」しむるのみにて、之れをして稊を生ぜしむる能はざるなり。

「能く夫を得るも、妻を得る能はず」とは、若し難を拯ふ功の闊びろければ、則ち「老夫 其の女妻を得る」は、是れ少を得るの甚しきなり。今既に難を拯ふ功は狭く、但だ能く老婦をして士夫を得しむる

のみにて、女妻を得る能はず。言ふところは老婦の得る所の利益は薄少にして、皆な難を拯ふ功は薄しと爲す、故に益す所少きなり。

象曰、「枯楊生華」、何可久也。老婦士夫、亦可醜也。

「疏」正義曰、「枯楊生華、何可久」者、枯稿之楊、被拯纒得生華、何可長久。尋當衰落也。「老婦士夫、亦可醜也」者、婦當少稚於夫、今年老之婦、而得彊壯士夫、亦可醜辱也。此言九五不能廣拯衰難、但使「枯楊生華」而已、但使「老婦得其士夫」而已。拯難狭劣、故不得長久、誠可醜辱。言不如九二也。

象に曰はく、「枯楊 華を生ず」、何ぞ久しかるべけんや。老婦士夫も、亦た醜づべきなり。

「疏」正義に曰はく、「枯楊 華を生ず、何ぞ久しかるべけんや」とは、枯稿の楊、拯はれて纒わづかに華を生ずるを得るのみにて、何ぞ長久なるべけんや。尋いで當まさに衰落すべきなり。

「老婦士夫も、亦た醜づべきなり」とは、婦は當まさに夫より少稚なるべきも、今年老の婦にして、彊壯の士夫を得るも、亦た醜辱すべきなり。此れ九五は廣く衰難を拯ふ能はず、但だ「枯楊をして華を生ぜ」しむるのみ、但だ「老婦をして其の士夫を得」しむるのみなるを言ふ。難を拯ふこと狭劣、故に長久なるを得ず、誠に醜辱すべし。九二に如かざるを言ふなり。

上六、過涉。滅頂、凶。无咎。

〔處大過之極、過之甚也。涉難過甚、故至于「滅頂、凶」。志在救時、故不可咎也。〕

〔疏〕正義曰、處大過之極、是過越之甚也。以此涉危難、乃至於滅頂。言涉難深也。既滅其頂、所以「凶」也。「无咎」者、所以涉難滅頂、至於凶亡、本欲濟時拯難、意善功惡、无可咎責。此猶龍逢・比干、憂時危亂、不懼誅殺、直言深諫、以忤无道之主、遂至滅亡。其意則善、而功不成、復有何咎責。此亦「過涉。滅頂、凶。无咎」之象、故象云「不可咎」、言不可害於義理也。

上六は、過ぎて渉る。頂を滅す、凶なり。咎無し。

〔大過〕の極に處るは、過の甚しきなり。難を涉りて過ぐることに甚し、故に「頂を滅す、凶」に至る。志は時を救ふに在り、故に咎むべからざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、〔大過〕の極に處るは、是れ過越の甚しきなり。此を以て危難を涉れば、乃ち「頂を滅す」るに至る。難を涉ること深きを言ふなり。既に其の頂を滅するは、「凶」なる所以なり。

「无咎」とは、難を涉り頂を滅し、凶亡に至る所以は、本と時を濟すひ難を拯はんと欲するにて、意は善く功は悪しければ、咎責すべき無し。此れ猶ほ龍逢・比干、時の危亂を憂ひ、誅殺を懼れず、直言して深く諫め、以て无道の主に忤さかひ、遂に滅亡に至るがごとし。其の意は則ち善きも、而も功は成らず、復た何の咎責有らんや。此れ亦た「過ぎて渉る。頂を滅す、凶なり。咎無し」の象、故に〔象〕に「咎むべからず」と云ふは、義理に害あるべからざるを言ふなり。

象曰、「過涉」之「凶」、不可咎也。

〔雖凶无咎、不害義也。〕

象に曰はく、「過ぎて渉る」の「凶」は、咎むべからざるなり。

〔凶と雖も咎无きは、義を害はざればなり。〕